

環 循 適 発 第 25033132 号
令 和 7 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

環境省
環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて

循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについては、令和6年3月29日付け環循適発第24032926号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和7年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の内容は下記のとおりである。

記

1. 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）及び第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）において示された今後の施設整備の方向性等を踏まえ、資源循環の強化及び広域化・集約化等の推進に向け、必要な措置等を追加した。
2. 循環型社会形成推進交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該浄化槽台帳に基づき、必要な場合に浄化槽法に規定する浄化槽管理者に対する維持管理の指導等が行われるものであることとする要件を追加した。
3. 取扱要領別表3－1（浄化槽設置整備事業）及び別表4（公共浄化槽等整備推進事業）に定める基準額の追加等の所要の改正を行った。
4. 取扱要領別表3－2（浄化槽設置整備事業）を新設し、特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置の基準額及び要件を定めた。
取扱要領別表3－1（浄化槽設置整備事業）及び別表4（公共浄化槽等整備推進事業）に定める基準額の追加等の所要の改正を行った。